

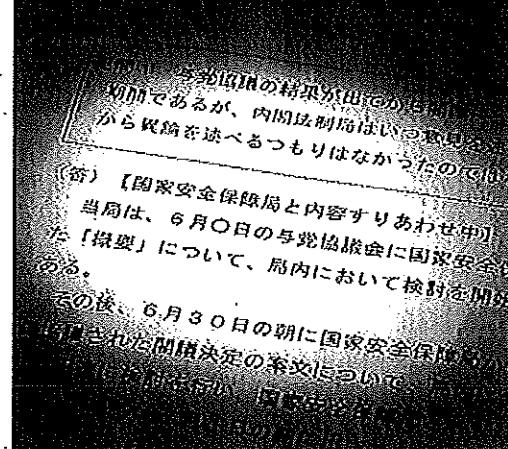
集団的自衛権審議の想定問答

法制局 答申受け一軒開示

内閣法務局作成の想定問答。答弁部分に「国家安全保障局と内容すりあわせ申」などの文字がある

総務省審査会「行政文書」認定

解説 法の解釈誤った「番人」



内閣法務局作成の想定問答。答弁部分に「国家安全保障局と内容すりあわせ申」などの文字がある

情報公開・個人情報保護審査会

情報公開などで行政機関の決定が適切かどうか、第三者的な立場から決める総務省の組織。答弁は独り言で構成され、専門家や元裁判官、大学教授など15人で構成される。人びと部会に属し、各部会ごとに審議する。立した事務局を持ち、行政機関に意見書や資料を提出を求めるなどができる。

内閣法務局は「法の番人」と呼ばれる。政府提出の法案や国会答弁に法解釈の誤りや矛盾がないか審査する役割があるからだ。その番人が、情報公開法や公文書管理法の解釈を誤り、公開すべき文書を良らく開示しなかつたことは問題だ。その意思決定の過程を検証で、文書の保存を求める。途中で不正な横やりが入っていないか、正当な

集団的自衛権の行使を認めたうえで、内閣法務局が想定問答では、例えは「国連決議があれば、武力の行使は認められるといふことになるか」という国会質問を想定。答えには「武力の行使」は、「新三要件」「名称P」を満たすことになるもの」と書かれ、表現を保留する「ベンディング」の頭文字が残り、名称が協議の焦点になっていったことがわかる。

また、「国家安全保障局と答弁用に法務局が作成した想定問答」計22問で、△4判換算で125枚ある。答弁を作る際のたたき台に当たり、実際の答弁との違いがあれば、廢法解釈更

手書きで決まったかなどを確認でき、過程が透明化されるためだ。このため、決裁された文書だけではなく、意思形成過程の文書も保存、管理するよう求めている。

ただ、横畠裕介長官は自分が最終的に了解した想定側の意思が最終決定にどう反映されたのか、わかる可

能性もある。安全保障の文書が残っていれば、政治家が最終的に了解して書いた。横畠長官は了解しなかった想定問答は破棄したと国会で答弁を保存、公開し、議論の材料として利用されていると認めた。

文書については、想定問答が開示されたものではない。これは以前の段階における国会答弁資料案は行政文書に該当しないとする法律規定による。

文書についても、想定問答はできあがらなかつたものであり、組織的に用

いるものではないといつては、法の目的を達成することができない」とする主張も「到底採用することはできない」と述べた。(河合達郎)

文書についても、想定問答の内容は後日、総務省審査会が審議していた。

文書についても、想定問答の内容は後日、総務省審査会が審議していた。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（抄）

第2条 用語

この条約の適用上、

- (a) 「組織的な犯罪集団」とは、三人以上の者から成る組織された集団であって、一定の期間存在し、かつ、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するものをいう。
- (b) 「重大な犯罪」とは、長期四年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。
- (c) ~ (j) (略)

第5条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) 次の一方又は双方の行為（犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。）
 - (i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴う又は組織的な犯罪集団が関与するもの
 - (ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する行為
 - a 組織的な犯罪集団の犯罪活動
 - b 組織的な犯罪集団のその他の活動（当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与することを知っているときに限る。）
- (b) 組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること。

2・3 (略)

出典：外務省作成資料

平成29年2月6日（月）衆議院 予算委員会 衆議院議員 隅 猛（民進党）

通信傍受の合理化・効率化

○ 対象犯罪の拡大

| 現行制度 | 新たな制度案 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物犯罪 ○ 銃器犯罪 ○ 集団密航 ○ 組織的殺人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺傷犯関係（殺人、傷害、傷害致死、現住建造物等放火、爆発物使用） ○ 逮捕・監禁、略取・誘拐関係 ○ 窃盗・強盗関係、詐欺・恐喝関係 ○ 児童ポルノ関係 |
| <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 数人共謀 * 補充性 等 | <p>* 左の要件に加えて、<u>一定の組織要件（当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足りる状況）</u>が必要</p> |

○ 傍受の手続の合理化・効率化

| 現行制度 | 新たな制度案 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>通信事業者による立会い・傍受原記録の封印が必要（通信事業者の負担も大）</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 傍受した通信や傍受経過を自動的に記録し、これを即時に暗号化する装置を用いることで、立会い・封印を不要とする ○ 通信内容を暗号化して一旦記録し、事後的に聴取することを可能とする |

立案趣旨・POINT

- 立案趣旨
 - * 振り込め詐欺や組織窃盗、暴力団等による殺傷事犯など社会問題化している犯罪に対応する
 - * 諸外国と対比して実施件数がごく少数にとどまり（平成27年中の実施事件は10件）、通信事業者や捜査機関の負担の大きい通信傍受の手続を合理化・効率化する
- 対象犯罪の拡大の趣旨に即した事件で傍受が行われるようにするため、新たに追加される対象犯罪については、従前どおり補充性の要件（他の方法では、犯人の特定や犯行状況等を明らかにすることが著しく困難であるとき）等も必要とするほか、一定の組織要件が加重される
- 傍受の適正は、技術的措置により担保される（不正の余地が物理的に排除されるとともに、傍受の経過等は全て事後的に検証可能となる）

出典：法務省作成資料

平成29年2月6日（月） 衆議院 予算委員会 衆議院議員 隅 猛（民進党）